

## （1）事業者に対する信頼性確認（クリアランスが必要となる事業者・従業員）

- 事業者に対する信頼性確認について、仮に、産業保全の観点から、特定秘密保護法の下では求められていないCEO等への人的クリアランスが必要とされた場合、新たな制度の必要性の一つとして掲げられている「企業からのニーズ」を減退させ、また、実務上対応が困難な企業が出て来得ることを懸念する。
- ガバナンスの問題と秘密情報へのアクセスの問題は違うのではないか。CEOや全ての役員がPCLを取れないと、FCLが取れないとなくなってしまうと、少なくとも今の日本においては、相当現場に混乱が生じる可能性がある。
- 米国でも、必ずしも役員全員が個人クリアランスを取る必要はなく、必ず取らなければならないのは取締役会議長とCEOのみ。この2人がC I 関連の業務を理解していなければ、企業の決算や経営が成り立たないからである。
- CEOのクリアランス取得の義務付けの議論について、防衛省が防衛産業保全政策の中でどのように運用していて、これがアメリカとの関係でどうなっているかということが重要。
- 日本の企業でも取締役やCEOが日本人ではないケースが増えてきており、そのあたりの実態も踏まえて議論を進める必要。
- CEO、CTO、CIO等、どの範囲までクリアランスが必要になるかは企業によって異なるだろうから、どういうケースがあるかを会社法の規定等に照らして詳細に検討する必要があるのではないか。

### （2）事業者に対する信頼性確認（FOCI）

- 米国と完全に同じ制度にする必要はないものの、カウンター・インテリジェンスに関わる部分に関しては一定の共通性が必要であり、その中で最も重要なポイントの一つがFOCI。
- 防衛産業には積み重ねられた運用があり、FOCI要件が満たされていなくても適切に運用できている関係から、米国から認められたという経緯があると思う。この運用を他の産業全般に適用するのは不可能であることから、FOCIの法的な制定は必要であると思われる。
- 外為法上の審査とFCL審査の違いは何か。FCLを通過したことが外為法上の審査にどの程度影響し得るか。FOCIの適用を検討するには外為法も含めた議論が必要。
- FOCIについて、諸外国では、外国人の株式保有割合や役員の国籍などを確認することとなっており、これ自体はFOCIの考え方からすると普通だが、既存制度との整合性を踏まえると、かなり難しい要件が出てくる可能性があり、横断的な検討が必要。

### （3）個人に対する信頼性確認、調査とプライバシー

- 個人に対する信頼性確認について、労使間を含めて、丁寧な手順を踏んだ上で本人の同意を得て調査を行うことに全く異存はないが、丁寧な手順とはどのようなものであるべきなのか、それらを法定することに対しては十分慎重に議論すべき。
- 労使協定の締結の義務化について、明らかに経営判断に属するものであり、法律での義務付けはやるべきではない。
- 労使協定の締結は、運用指針的なもので尊重するか志向するといったことを書くのはいいと思うが、法律で義務付けるとなると違和感がある。
- 労使協定の義務付けに関して厳しい御意見もあるが、少なくとも、相当程度労使で確認しなければならない事項はある。
- 個人のプライバシーの観点から、調査票を紙で書いて封をするということではなく、セキュリティのかかった電子データで行政機関に直接渡すなど、事業者が見たくとも見られないような仕組みなどを講じておくことも必要ではないか。
- 評価対象者の調査結果の通知について、本人のキャリアパスにも直結するものなので、あらかじめ結果を通知されるまでの期間を示した上で、必ず通知をする仕組みにしていきたい。

### （４）罰則

- 現行制度は、罰金額の上限が低いと思う。
- 「Confidential級の情報においても、特定秘密保護法に準じた取扱いとすることで良いか」とあるが、特定秘密保護法と同等の水準とするのか、あるいは劣った水準で担保するのか、「準じた取扱い」の中身が重要。
- 法律上は、自衛隊法や特定秘密保護法等、いろいろなものが重なっている状態で分かりにくい構造になっているがゆえに、罰則についても、可能な限り一貫性をもって進めていただきたい。
- 実質的同等性の確保の海外との比較が大事だと考えており、その一つの重要な要素が、罰則の程度。国によって法体系が異なるので、単純に同じ年数でなければならないと言うつもりはないが。
- 罰則の参考資料の中で不正競争防止法が出てくるが、民間における秘密の保全という点で不競法は重要だと思う。新法と不競法との適用関係を整理すべきである。

### （５）その他

- 制度として国際的に通用しなければならないということが今回の有識者会議の基本的なコンセンサスとしてあり、そういった意味で、今回の新法において特定秘密保護法の手続その他を参照するのは、基本的に正しい方向性であると考える。
- 今回の法律ができることにより、我が国のTop Secret、Secret等の構成は、特別防衛秘密、特定秘密、それから今回の法律と、かなり分散的な傾向の強い制度になってくるであろう。
- 「経済安保上重要な情報」について、今後の仕組みとして、各省が率先して重要な情報の候補を出してくると思えないので、NSS（国家安全保障局）から検討を要請するなど、何か仕組みをきっちり作っていくことが重要。
- 企業の活性化という点では、企業の格付けになるとか政府が認証するとか、もう少し企業へのインセンティブが明確になってほしい。クリアランスのポータビリティや経済的インセンティブを与えることも含まれ、その辺りの議論をもう少しできるとよい。
- 基本的にこの制度は、大企業に関わる人が多いと思っているが、技術分野によっては中小企業やスタートアップも関わってくる可能性があり、企業の規模やキャパシティによっては、施設設備の整備等の負荷にどう耐えるのかという観点は重要。